



●トピックス(1～2) ●トラブル事例(3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポート(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



18歳から成人に!! あなたも大人です

2022年4月から、成年年齢が18歳になります。成年になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。契約を結ぶかどうかを自分で決めるということは、その契約についての責任も自分で負うことを意味します。

また、4月からは就職や進学でこれから一人暮らしを始める方も多いことでしょう。一人暮らしを始めると、自分で決めなければならない「契約」の機会が増え、消費者トラブルに巻き込まれることもあるかもしれません。

新しい人生のスタートで消費者トラブルにあってつまづかないよう、若者に多い次のようなトラブルに特に気を付けてください。

若者を
ターゲットにした
悪質商法にも
注意!



1. 定期購入のトラブル ～「お試し」「1回限り」のつもりが定期購入に～

動画投稿サイトの広告を見て、お試し500円のダイエットサプリメントを1回限りのつもりで購入した。翌月、頼んだ覚えのない2回目の商品が届き、4か月分まとめて4万円の請求があり、確かめると定期購入の契約になっていた。

◆トラブルに遭わないために

- ①契約の前に、契約の内容をしっかり確認しましょう。
- ②契約の前に、解約方法などをしっかり確認しましょう。
- ③証拠を残すため契約内容をスクリーンショットなどで記録するとともに事業者連絡した記録を残しておきましょう。



2. 美容医療のトラブル

SNS広告を見て「手術当日に化粧ができる」という二重まぶた形成術の無料カウンセリングを申し込んだところ、モニター契約をすれば安くなると説得され、そのまま当日手術することになった。説明と違って術後1週間経っても腫れが引かない。

◆トラブルに遭わないために

- ①エステや美容医療サービスを利用するときは、事前に複数の事業者から十分に情報を集め比較・検討しましょう。
- ②その場の雰囲気にならされず、本当に必要な契約か冷静に考え、安易に高額な契約はしないようにしましょう。
- ③契約前に、施術内容や料金、効果だけではなくリスクや副作用などについても説明を求め、納得したうえで、自分の意思で選択しましょう。



3. 情報商材や暗号資産（仮想通貨）のトラブル

SNSで知り合った人に誘われてセミナーに参加した。「日本円を暗号資産に換えて海外事業者の専用口座に入金すると高い利息が付く」と説明され、40万円を暗号資産に換えて専用口座に送金した。後日換金しようとしたらできなかった。約束通り利息を付けて返金してほしい。

◆トラブルに遭わないために

- ①うまい話はありません。「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告や勧誘は鵜呑みにしない。投資には必ずリスクが伴います。
- ②友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はキッパリ断りましょう。
- ③「お金がない」と断ると「元が取れるから大丈夫」などとクレジットカード決済や借金を勧められることがありますが、安易に借金はせず、断るときは「契約しない」とはっきり伝えましょう。



加工食品の原材料の産地が表示されます

国内で製造された加工食品には、1番多い原材料の産地・製造地が表示され、私たちが商品を選ぶ際の参考にできるようになりました。この制度は平成29年9月から始まり、食品メーカー等が準備をするため、令和4年3月末まで猶予期間が設けられています。（外食、容器包装に入れずに販売する加工食品、作ったその場で販売する場合、輸入品は対象外です。）

名称	いちごジャム
原材料名	いちご（国産）、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）
内容量	100g
賞味期限	2022.11.15
保存方法	直射日光を避けて保存
製造業	〇〇株式会社 長崎県〇〇市〇〇



<表示の見方>

- ① 1番多い原材料が生鮮食品の場合は、その産地が表示されます。

名称：ウインナーソーセージ 原材料名：豚肉（アメリカ産）、豚脂肪…

- ② 1番多い原材料が加工食品の場合は、その製造地が表示されます。

名称：洋菓子 原材料名：小麦粉（国内製造）、砂糖、鶏卵…

<表示の意味>小麦粉が国内で製造されたことを意味します。小麦の産地が国産という意味ではありません。

または、1番多い原材料に使用された生鮮食品の産地が表示されます。

名称：洋菓子 原材料名：小麦粉（小麦（国産））、砂糖、鶏卵…

<表示の意味>小麦粉の原料となった小麦が国産であることを意味します。

消費者庁ホームページからより詳しいパンフレットもご覧いただけます。

全ての加工食品の原材料の産地が表示されます 消費者庁 検索

長崎県のホームページからも食品表示に関する情報をご覧いただけます。

食品表示法 長崎県 検索

「火災保険が使える」と誘う住宅修理サービスのトラブル



相談事例

数日前、高齢の父親宅に事業者の訪問があり、「台風被害はなかったか。火災保険申請すれば保険金が出る」と家周りを調査後、「当社が火災保険の申請をサポートする」「保険金が支払われたら40%が当社の報酬になる」と勧誘され、父親はよく理解できないまま契約をしてしまったようだ。実家には台風の被害もなく、不審なので解約させたい。

(50代 女性)



アドバイス

訪問販売や電話勧誘販売で「火災保険を使って自己負担なく住宅修理ができる」「保険金が出るようサポートする」などと勧誘する住宅修理サービスのトラブルでは、高齢者が契約するケースが多く見られます。災害直後でなくとも、過去に被害のあった地域で勧誘したり、うその理由で保険金請求を行うよう事業者に誘導された事例もあります。

トラブルに遭わないために次の点に注意しましょう。

- ①火災保険は台風などの自然災害による損害に対して給付されるもので、災害とは関係のない経年劣化に対するの申請はできません。また、保険金の請求は無料で行えます。
- ②保険金の請求は加入者自身で行うことが基本。まず、ご自身で、契約先の保険会社や代理店などに相談してください。うその理由で保険金を請求するのは絶対にやめましょう。
- ③契約前に必ず契約書を確認し、手数料等の有無や支払い条件を確認しましょう。また、複数の見積りを比較するなど慎重に検討し、修理が不要な場合はきっぱり断りましょう。
- ④「保険金で工事の自己負担なし」と勧誘されても、すぐに契約をするのはやめましょう。

自宅に届いた身に覚えのない商品のトラブル



相談事例

2日前、宅配業者から、頼んだ覚えのない品物が届いた。家族が注文したと思い一旦受け取ったが、誰も頼んではいなかった。送り元は外国で何と書いてあるのかわからない。住所はあるが、電話番号の記載はない。どうすればよいか。

(60代 男性)



アドバイス

身に覚えのない商品が突然届いたという相談では、特に最近、「代引き」サービスを利用して消費者に商品代金を支払わせるものや、海外から送り主不明の小包が届くといったケースが目立っています。こうした手口を「送り付け商法(ネガティブ・オプション)」といい、特定商取引法で規制の対象となっています。一方的に送りつけられた身に覚えのない商品を受け取っても、売買契約は成立せず、事業者に代金を支払う必要はありません。

さらに、昨年7月以降は、同法の改正により、ネガティブ・オプションに該当する場合、消費者は直ちに商品を処分することが可能となりました。

一方で、近年はネット通販を利用し贈り物をする人も増えており、後で遠方の親類からの贈物とわかったケースもあります。落ち着いて、まずは家族や身近な人に、届いた商品の心当たりがないか尋ねてみましょう。また、「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない」など、家族間のルールを決めておきましょう。

なお、送り付け商法に該当せず、誤配送であった場合、後日返品の請求を受ける可能性もありますので、それに備えてしばらく商品を保管しておくのがよいでしょう。

消費生活支援講座(講師派遣)のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対象	テーマ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方(高齢者を支援する団体等が主催する講座)	高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援「シニア講座」	主に高齢者(自治会、高齢者団体等が主催する講座)	悪質商法に騙されない
消費生活支援「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方(高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	賢い消費者となるために
消費生活学習会	一般消費者(市町、各種団体等が主催する講座)	消費生活に関して希望されるテーマ
PTA等研修会	PTA等が主催する講演会・研修会	親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者(各種団体等が主催する講座)	暮らしに身近な金融に関すること(県金融広報委員会講座)
問合せ 申込み	長崎県消費生活センター Tel:095-895-2320 ホームページ(https://www.nagasaki-shouhi.jp/)「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。 ※参加者20名以上から受け付けます。	

情報提供のお願い!! ～NPO法人消費者被害防止ネットながさき～

NPO法人消費者被害防止ネットながさきでは、消費者の皆様から、不当契約・不当解約・不当勧誘などに関する消費者トラブルや被害情報を集めています。皆様からの情報が、消費者被害の予防につながります。ぜひ、情報をお寄せください。また、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す活動を支えていただける会員も募集しています。詳しくは事務局までお問合せください。

【事務局】 ☎850-0876

長崎市賑町 5-24 向ビル 201

Tel : 095-895-8520(毎週火曜日(祝日除く)10:30 ~ 13:30)

Fax : 095-895-8521

E-mail : info@cpnet-nagasaki.org



長崎県では、食品表示の適正化を図るために食品 110 番を設置し、食品の安全・安心や食品表示についての疑問・相談を受け付けています。

相談窓口：食品 110 番（長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課内） Tel. 0120-492574

受付時間：月～金曜日 9：00～17：45（土日・祝日、年末年始除く）

食事故なし

この情報は、県消費生活センターのホームページでもご覧いただけます。

<https://www.nagasaki-shouhi.jp/>



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3

TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集
発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活環境部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります